

官業民営化等WGヒアリング調査票 (給付、徴収業務)

(所管省庁名：文部科学省)

1. 名称	国際文化交流に係る助成金の交付
2. 根拠法令	
3. 実施主体	
4. 従事者数	
5. 予算額	
6. 事業の内容	(文部科学省において国際文化交流に係る助成金制度は有していない)
7. 民間移管の 具体的内容	
8. 更なる民間開放 についての見解	国際文化交流に係る業務は、海外の芸術文化との交流から刺激を得て国内の芸術文化の水準を高める日本文化の振興の観点や、対外的な日本文化の理解の増進を図る観点から相手国政府との協議を行ったり、重点を置く対象国を選択するなど、極めて高度な政策判断を要するものである。そのため、民間に開放することはなじまない。
9. 備考	<p>文部科学省設置法第4条第90号により、文部科学省は国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るものを除く。)を所掌事務としており、国際協定の締結や文化遺産の保存修復のための協力などを実施している。これらの推進に当たっては、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成14年12月10日閣議決定)や「今後の国際文化交流の推進について」(平成15年3月24日国際文化交流懇談会)において指摘されている通り、官民を通じた緊密な連携が必要である。</p> <p>「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成14年12月10日閣議決定) 伝統文化から現代文化に至るまで魅力ある我が国の文化を総合的かつ計画的に発信するため、官民を通じた国際文化交流を進める上での理念や具体的な方策を明確にし、関係府省及び国際交流基金その他の関係機関等の緊密な連携・協力の下、国際文化交流を推進する。</p> <p>「今後の国際文化交流の推進について」(平成15年3月24日国際文化交流懇談会) (国際文化交流の推進の)そのためには、民及び官の幅広い力を結集することが求められるが、特に行政機関では、文化庁と外務省及び国際交流基金が相互に連携協力を図ることが不可欠である。</p>